

プラスチック類の分別収集及び再商品化に係る方針（概要版）

プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、プラスチック類の分別収集及び再商品化に係る検討業務委託（令和５年度）を踏まえ、本市におけるプラスチック類の分別収集及び再商品化に係る方針を定めるものです。

【Ｒ４年度】

プラスチック資源循環促進法の施行（Ｒ４年４月）

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が努力義務化

- ・プラスチック類の分別収集及び再商品化に係る情報収集の開始

【Ｒ５年度】

プラスチック類の分別収集及び再商品化に係る検討業務委託

- ・現状と課題の整理
- ・プラスチック類の収集想定量の予想（２，２１１ｔ／年）
- ・事業スキームの整理
- ・収集運搬手法等の検討

分別収集及び再商品化手法の比較検討
想定される６つのケースを評価
（１次評価）

①民間委託（施設整備不要）

②民間委託（施設整備要）

③最終処分場西部

④最終処分場跡地

⑤市未利用地

⑥新たな用地買収

実現可能なケース②、ケース③を選定

②民間委託（施設整備要）、③最終処分場西部
について事業スキーム、経済性を加えて評価
（２次評価）

②民間委託（施設整備要）（第３２条スキーム）
Ｒ６年度～Ｒ３３年度全体事業費１，８１３百万円

②民間委託（施設整備要）（第３３条スキーム）
Ｒ６年度～Ｒ３３年度全体事業費１，７９４百万円

③最終処分場西部（第３２条スキーム）
Ｒ６年度～Ｒ３３年度全体事業費１，５８１百万円

③最終処分場西部（第３３条スキーム）
Ｒ６年度～Ｒ３３年度全体事業費１，５６１百万円

評価項目

- ・事業手続き及び実現上の課題
- ・資源化の安定性
- ・市民・周辺環境への影響
- ・環境負荷
- ・経済性

サウンディング型
市場調査

経済性では③最終処分場西部に優位性があったが、次期最終処分場の候補地であること等のため、用地の活用について不透明。実現性の高い第３２条スキームでの民間委託に優位性があると整理した。

【Ｒ６年度】

プラスチック類の分別収集及び再商品化に係る方針
（素案）

実施方針

- ・②民間委託案とし、事業スキームはどちらも実現性があるため、収集運搬手法等の検討と併せ本市に最適な手法を決定
- ・収集場所：集積場所
- ・収集方法：塵芥車での一括収集。指定ごみ袋での収集を前提に、今後有料化についても検討
- ・収集頻度：週１回
- ・開始時期：令和９年度以降できるだけ早い開始を目指すし、遅くとも令和１０年度中を目指す
- ・収集対象品目：プラスチック製容器包装廃棄物。プラスチック使用製品廃棄物は、プラスチック素材１００％を前提に検討
- ・プラスチック類の分別収集開始に伴い、可燃ごみの減量が見込まれることや、リサイクル意識の向上、経費抑制等が期待できることから、可燃ごみ収集を週３回から週２回に変更することを前提に検討

※第３２条スキームとは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行う方法

※第３３条スキームとは、市が再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し、環境省の認定を受けて再商品化を行う方法